

聖籠町告示第二十号

聖籠町固定資産税等過誤納金補填金支払要綱を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町固定資産税等過誤納金補填金支払要綱

(目的)

第一条 この告示は、固定資産税及び固定資産税に起因する国民健康保険税に係る過誤納金のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により還付不能となつた税相当額（以下「還付不能額」という。）につき、過誤納金補填金（以下「補填金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、行政に対する信頼を確保することを目的とする。

(支払の根拠)

第二条 補填金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定に基づき支出する。

(補填金支払対象者)

第三条 町長は、還付不能額が生じたときは、納税者に補填金を支払う。

2 前項の場合において、相続があつたときは、相続人に補填金を支払う。

3 町長は、過誤納金が生じた納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等補填金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、補填金を支払わないものとする。

(補填金の額等)

第四条 補填金の額は、次に掲げる額の合計とする。

一 還付不能額

二 遅延損害金相当額

2 前項第一号の還付不能額は、固定資産課税台帳その他還付不能額が確認できる書類によつて算定するものとし、還付不能額の算定対象は当該書類の保存期間内の範囲とする。ただし、納税者が所持する領収書等により還付不能額が確認できるときは、この限りでない。

3 第一項第二号の遅延損害金相当額は、還付不能額の各納期限の日の翌日から補填金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、当該還付不能額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(補填金の通知)

第五条 町長は、補填金を支払うときは、その支払を受ける者にその額等を通知するものとする。

(補填金の支払)

第六条 町長は、前条の規定により通知したときは、速やかに補填金をその支払を受ける者に支払うものとする。

(充当の禁止)

第七条 補填金支払対象者に納付又は納入すべき他の町税等、町の未納の徴収金が有る場合においても、補填金を当該徴収金に充当することができない。

(地方税法の適用)

第八条 還付不能額を算定する場合においては、還付不能額に係る課税処分をすべき年度の地方税法の規定を適用し、課税標準相当額及び税額相当額を算定するものとする。

(その他)

第九条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。